

第6章 環境保全に向けた県自らの取組み

資源とエネルギーの大量消費に支えられた今日の生活や事業活動は、廃棄物の増大や化学物質による環境汚染を引き起こすとともに、地球温暖化やオゾン層破壊など地球全体の環境に大きな影響を及ぼすようになっている。

恵み豊かな地域や生きるものすべての生存の基盤である地球の環境を守っていくことは、現在の私たちに課せられた重大な責務であり、このため、これまでの生活様式や社会経済システムを改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することにより、「環境と調和した社会づくり」を進める必要がある。

そこで、県では、県自らの活動による環境負荷の低減に努めるため、また、行政として環境の保全と創造に関する施策を着実に推進するため、県本庁舎および議会庁舎において環境マネジメントシステムを構築し、平成12年11月21日に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得した。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づく県の事務および事業に関する実行計画として「福井県庁地球温暖化防止実行計画」(福井県庁エコオフィスプラン)を平成13年3月に策定し、温室効果ガスの排出抑制に努めている。

1 福井県庁環境マネジメントシステム

(1) 概要

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の基本的な構造は、PDCAサイクルと呼ばれ、方針・計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、是正・見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントシステムを継続的に改善していくものである。その基本的な流れは、図3-6-1のとおりである。

また、環境方針の策定などに最高経営層の責任ある関与を求め、トップダウン型の管理を想定している。

ア 環境方針

「環境と調和した社会づくり」を基本理念とし、これを念頭に、県自らの活動による環境負荷の低減に努めるため、また、行政として環境の保全と創造に関する施策を着実に推進するため、環境マネジメントシステムを構築し、次の取組みを率先して推進することを知事が定めている。(表3-6-2)

- ・大気、水環境等保全対策の推進
- ・廃棄物対策の推進
- ・自然との共生
- ・地球環境問題への対応
- ・快適な生活環境の実現
- ・環境の保全と創造に向けての積極的参加

イ 環境目的および目標

個々の影響は軽微であっても、県庁全体としてみた場合に影響が大きいと認められるものを含め、環境負荷の低減や環境改善に実効性のあるきめ細かな目的・目標を130項目設定している。

知事による平成12年度のシステムの定期的見直しを踏まえた主な目標は、表3-6-3のとおりである。(資料編表8-11)

図 3 - 6 - 1 環境マネジメントシステムの基本的な流れ

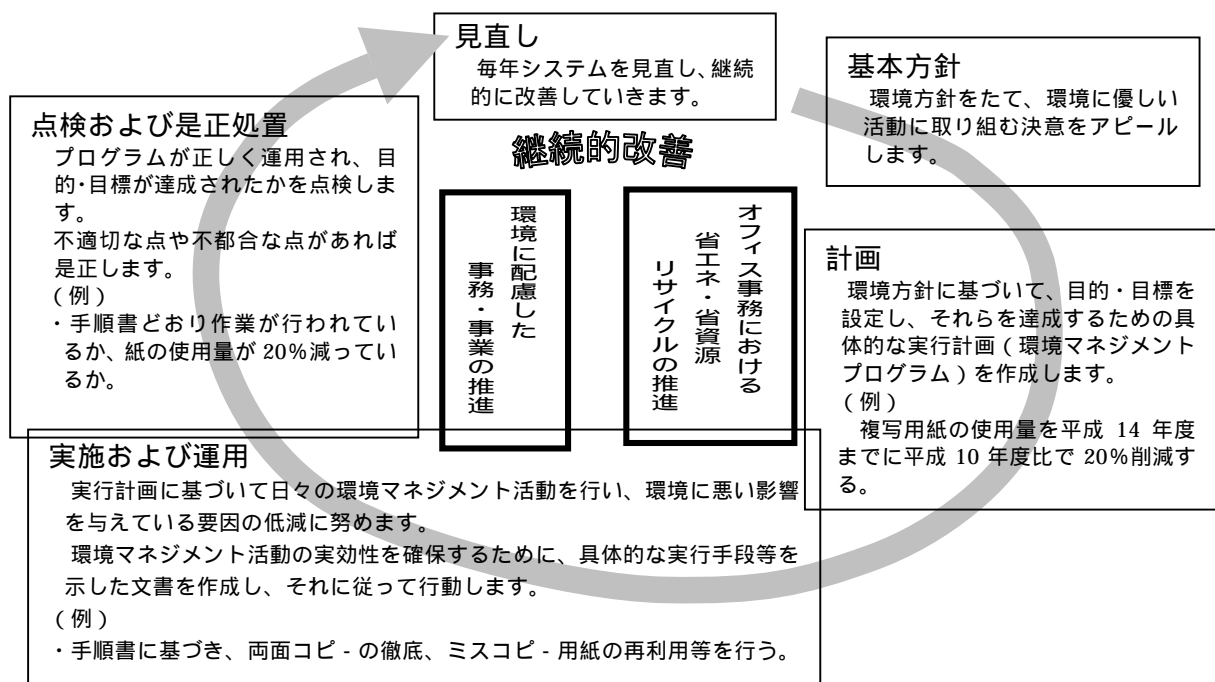


表 3 - 6 - 2 福井県庁環境マネジメントシステムにおける主な目標

<p>大気、水環境等保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類に係る調査研究体制の確立 <p>廃棄物対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化・リサイクル日本一に向けて、一般廃棄物の減量化とリサイクルを推進 ・生ごみや家畜排泄物等の有機性資源の利用促進 ・産業廃棄物の減量化に関する技術開発と研究の推進（チップ、石炭灰等） <p>地球環境問題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における温暖化対策の推進 ・イベントや会議等参加者への自家用車使用の自粛の呼びかけ ・ふくいサマーエコスタイルの定着促進 ・新エネルギー導入に当たって、雪に関する技術開発を推進（地中熱融雪、雪冷熱利用システム） <p>環境の保全と創造に向けての積極的参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども環境会議やふくい子ども環境セミナーを開催し、環境学習を推進 ・市町村や企業における ISO14001 の認証取得の取組みを促進 <p>（公共工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮の「ガイドライン」を策定し、環境に配慮した公共工事を設計施工 ・建設副産物の再利用促進のため、ストックヤードの整備を推進 ・ISO14001 モデル工事を実施し、環境配慮の公共工事の施工を促進 <p>（エコオフィス活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複写用紙使用量を平成 14 年度までに 20%削減（10 年度：122 t） ・平成 13 年度までに古紙配合率 100%の複写用紙を原則として 100%使用（10 年度：30%） ・庁舎の水使用量を平成 13 年度までに 10%削減（10 年度：42 千 m³） ・庁舎の照明とエレベータに係る電気使用量を平成 13 年度までに 13%削減（10 年度：1,193MWh） ・公用車の燃料使用量を平成 13 年度までに 17%削減（10 年度：123 kℓ） ・庁舎から発生する可燃ごみを平成 13 年度までに 40%削減（10 年度：94 t） ・印刷物の再生紙利用率を平成 13 年度までに原則として 100%（10 年度：13%） ・リサイクルユニフォームの計画的導入 ・低公害車の計画的導入

1 基本理念

美しい緑と清らかな水に恵まれたふるさと福井の環境は、郷土の人々が長い年月にわたって大切に守り育ててきたものであり、将来の世代へ引き継ぐべき貴重な財産です。

しかしながら、資源とエネルギーの大量消費に支えられた今日の私たちの生活や事業活動は、廃棄物の増大や化学物質による環境汚染を引き起こすとともに、地球温暖化やオゾン層破壊など地球全体の環境に大きな影響を及ぼすようになっていきます。

恵み豊かな地域、さらには生きるものすべての生存の基盤である地球の環境を守っていくことは、現在の私たちに課せられた重大な責務であり、このため、これまでの生活様式や社会経済システムを改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することにより、「環境と調和した社会づくり」を進めます。

2 基本方針

基本理念を念頭に、県自らの活動による環境負荷の低減に努めるため、また、行政として環境の保全と創造に関する施策を着実に推進するため、環境マネジメントシステムを構築し、次の取組みを率先して推進します。

- (1) 大気、水環境等保全対策の推進
- (2) 廃棄物対策の推進
- (3) 自然との共生
- (4) 地球環境問題への対応
- (5) 快適な生活環境の実現
- (6) 環境の保全と創造に向けての積極的参加

以上の取組みについて、環境目的・目標を定め、その実現を図り、定期的に見直すことにより、継続的な改善を進めます。

環境関連法令、協定およびその他の合意事項を遵守するとともに、環境汚染の未然防止を図ります。

この環境方針を全職員に周知徹底するとともに、広く公表します。

平成 1 2 年 3 月 2 8 日

(2) 取組状況

平成 12 年 4 月にシステムの対象範囲内である県庁舎および議会庁舎の全職員に対して全体研修を実施し、4 月 24 日からシステムの運用を開始した。8 月には環境監査を行い、システムの運用状況などをチェックし、必要なものについては是正の措置を講じた。これらの結果等を踏まえて、10 月にシステムの見直しを行った。

9 月から 11 月にかけて、システムの運用実績をもとに外部審査登録機関による審査を受け、11 月 21 日に ISO14001 の認証を取得した。

認証取得後においても平成 13 年 1 月から 2 月にかけて環境監査を実施し、2 月から 3 月にかけて知事によるシステムの定期的見直しを行った。なお、水や灯油の使用量など 12 年度末において実績が確定するエコオフィス活動に係るものについては、5 月に環境目的および目標の見直しを行った。

平成 13 年度においては、5 月から 6 月にかけて環境教育および訓練を実施し、8 月に環境監査を行った。11 月には外部審査登録機関による認証取得 1 年後の定期審査を受け、登録継続が承認された。

システム構築の経過と運用の経過は、表 3 - 6 - 4 のとおりである。

(3) 平成 12 年度取組結果

環境マネジメントシステムの運用を開始し、全庁的な取組みを行った結果、平成 12 年度に設定した 130 項目の目標については、概ね達成された。

なお、エコオフィス活動に係る平成 12 年度目標の達成状況は、表 3 - 6 - 5 のとおりである。

表 3 - 6 - 5 エコオフィス活動に係る平成 12 年度目標の達成状況

目 的	平成12年度目標	実 績	
紙の使用量の削減	複写用紙の使用量 平成10年度比 5%削減	4～3月の使用量 実績 98.0トン 10年度 122.0トン	削減率 19%
バージンパルプの使用量の削減	複写用紙の全使用量に占める古紙配合率100%の複写用紙使用の割合 80%	4～3月までの 再生紙購入率	96%
庁舎における水使用量の削減	庁舎の水使用量 平成10年度比 3%減	4～3月の使用量 実績 37.6 千m ³ 10年度 42.1 千m ³	削減率 10%
庁舎における電気使用量の削減	庁舎の照明とエレベータに係る電気使用量 平成10年度比 0.5%減	4～3月の使用量 実績 1,002千kWh 10年度 1,193千kWh	削減率 16%
庁舎における灯油使用量の抑制	灯油使用量 平成10年度程度に抑制	4～3月の使用量 実績 213 kl 10年度 211 kl	削減率 0.9%
公用車の使用における燃料使用量の削減	公用車の使用における燃料使用量 平成10年度比 3%削減	4～3月の使用量 実績 102 kl 10年度 123 kl	削減率 17%
可燃ごみの減量化・リサイクルの推進	庁舎から発生する可燃ごみ 平成10年度比 20%削減	ごみの排出量 実績 237 kg/日 10年度 392 kg/日	削減率 40%
印刷物への再生紙の利用の推進	印刷物における再生紙の利用率 40%	再生紙使用率	80%

表 3 - 6 - 4 システム構築の経過と運用の経過

1 システム構築の経過	
(1)	認証取得の宣言（平成11年4月23日）
(2)	全職員対象の全体研修の実施（平成11年8月18日～8月27日）
(3)	計画の策定作業（平成11年8月～平成12年3月）
	環境影響等調査
・環境側面調査	環境に負荷を及ぼす事業または環境改善を目的とする事業を特定
・環境改善事務事業調査	環境改善を目的とする事業について、具体的な改善要素を特定
・エコオフィス基礎調査	電気、紙の使用等、オフィス活動に伴う環境負荷の実態を把握
・法的小よびその他の要求事項の調査	環境に負荷を与える側面のある事業について、環境関連の法令等により規制を受ける内容を把握
	環境影響評価
	環境に負荷を及ぼす事業について、負荷の程度を評価
	環境目的・目標の検討
	調査および評価の結果に基づき、環境負荷を低減し、環境改善を継続的に実施するための環境目的・目標を検討
	プログラム、手順書の検討（目標を達成するための責任、手段、日程等の検討）
(4)	システムの確立・決定（平成12年3月28日）
	環境政策推進会議で審議を行い、環境方針および環境目的・目標を策定するとともに、環境管理推進機構を設置
2 システムの運用経過	
(1)	平成12年度
	4月中下旬 全体研修を実施
	4月24日 システムの運用開始
	8月1日～7日 環境監査を実施
	10月10日～11日 外部審査登録機関による事前審査を受審
	10月30日 事前審査の結果を踏まえシステムの見直しを実施
	11月6日～7日 外部審査登録機関による登録審査を受審
	11月21日 認証取得
	1月31日・2月1日 環境監査を実施
	2～3月 定期的見直しを実施
(2)	平成13年度
	5・6月 全体研修を実施
	5月 12年度末の実績を踏まえたエコオフィス活動に係る環境目的・目標を決定
	8月21日～27日 環境監査を実施
	11月6日 外部審査登録機関による定期審査を受審
	11月20日 外部審査登録機関による登録継続承認の通知

2 福井県庁地球温暖化防止実行計画（福井県庁エコオフィスプラン）

地球温暖化対策の推進に関する法律の公布、施行に伴い、同法第8条に基づく県の事務および事業に関する実行計画として、これまでの「福井県環境保全率先実行計画」（平成9年3月）を見直し、「福井県庁地球温暖化防止実行計画」（福井県庁エコオフィスプラン）を平成13年3月に策定した。

この計画では、実施計画期間を平成13年度から17年度までの5年間とし、温室効果ガスの排出量の削減に重点を置き、二酸化炭素の主な排出要因である電気、燃料の使用および間接的に地球温暖化防止に貢献する水道、複写用紙の使用、廃棄物の減量について、数値目標を設定し、使用量等の削減に向けた取組みを行う。

(1) 直接効果がある取組みの目標

電気使用量	3 %削減
燃料使用量	
公用車等に用いる燃料使用量 (ガソリン・軽油)	5 %削減
冷暖房等に用いる燃料使用量 (灯油・A重油・液化石油ガス・都市ガス等)	4 %削減

(2) 間接的に効果がある取組みの目標

水道使用量	1 0 %削減
複写用紙使用量	1 0 %削減
廃棄物の減量	
可燃ゴミ廃棄量	2 0 %削減
不燃ゴミ廃棄量	5 0 %削減

この削減に向けた取組みにより、平成 17 年度には、温室効果ガスの総排出量を平成 11 年度比で 3.5%削減する。(図 3 - 6 - 6)

図 3 - 6 - 6 福井県地球温暖化防止実行計画の体系

